

令和6年 秋田県 秋の火災予防運動

実施要綱

(全国統一防火標語)

『守りたい 未来があるから 火の用心』

住宅防火 いのちを守る 10のポイント
－ 4つの習慣・6つの対策－

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使用方法を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

《住宅防火いのちを守る10のポイントの考え方》

●火災を発生させない（出火防止）【習慣1～4、対策1】



●早く知る・気づく（早期覚知対策）【対策2】



●燃え広がらせない（延焼拡大防止）【対策3】



●火災の初期の段階で消火する【対策4】
（初期・早期消火対策）



●危ないと判断したら、素早く避難する【対策5】
（早期避難）

●隣近所との
協力体制を構築する
【対策6】

令和6年 秋の火災予防運動実施要綱

目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

実施期間

令和6年11月3日（日）から11月9日（土）までの7日間

運動の重点

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (5) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (7) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (8) 放火火災防止対策の推進

推進事項

1 家庭では、

- 寝たばこは絶対にせず、布団や枕、パジャマは防災品を使用しましょう。
- ストープの取扱いに注意しましょう。
- 寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体の不自由な方々を住宅火災から守りましょう。
- 住宅用火災警報器の設置を徹底し、定期的に作動確認及び電池が切れていないか確認するとともに、設置から10年以上経過したものについては本体交換を行うなど適切な維持管理に努めましょう。
- 家のまわりには燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- 乾燥時及び強風時の火の取扱いには十分に注意しましょう。
- 電気器具、配線・配管を正しく使用し、老朽化した物は早めに交換しましょう。
- 「住宅防火診断」を受けて、我が家の安全度をチェックしましょう。
- 消火器等の破裂による事故を防止するため、古くなったもの、変形、塗装の剥離のあるもの、耐用年数の経過したものは更新しましょう。

2 職場では、

○ 飲食店では、こんろ使用中の監視人配置、排気ダクトの定期的な清掃を行いましょう。また、消火器具を設置しましょう。

特に、木造建築物の密集する地域等では火気設備等の適正な取扱いについて徹底しましょう。

○ 防火管理者を選任し、消防計画に基づき消火訓練や避難訓練を実施しましょう。

○ 外国人来訪者に配慮し、避難誘導等の多言語化及び文字等による視覚化を実施しましょう。

○ 消防用設備等は常に点検整備を行い、いつでも使えるようにしましょう。

また、法令で定められている期日までに管轄の消防本部又は消防署へ点検結果報告書を提出しましょう。

○ 「適マーク」・「防火基準点検済証」・「防火優良認定証」の確認をしましょう。



適マーク(銀)



適マーク(金)



防火基準点検済証



防火優良認定証

3 地域では、

○ 火災予防や住宅用火災警報器に関する広報活動を積極的に行いましょう。

○ 幼少年消防クラブ、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織等による訓練及び火災予防活動を実施しましょう。

○ 消防団などと連携をし、高齢者宅への住宅用火災警報器の設置徹底と適切な維持管理を呼びかけましょう。

○ 寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体の不自由な方々等の地域ぐるみの避難協力体制を確立しましょう。

○ 放火を防ぐための取組みについて話し合いをしましょう。

実施要領

市町村及び消防本部は、効果的な運動を実施するため、次の事項等について、それぞれ地域に応じた計画をたて、積極的にこれを推進するものとする。

1 地震火災対策の推進

- (1) 地域における火災予防の推進
- (2) 感震ブレーカーの普及推進

2 住宅防火対策の推進

- (1) 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- (2) 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- (3) 電気火災の危険性に係る広報の実施
- (4) たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- (5) 防災品の周知及び普及促進

3 防火対象物等における防火安全対策の徹底

- (1) 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底

ア 飲食店における防火安全対策の徹底

イ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

ウ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底

エ 高齢者等が入居する小規模社会福祉施設における防火安全対策の徹底

オ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進

カ 直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び違反是正の徹底

キ 大規模倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底

ク 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

ケ 発電施設における防火安全対策の徹底

- (2) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

- (1) 充電式電池に関する注意喚起
- (2) ガストーチバーナーに関する注意喚起

5 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

6 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

7 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底

8 放火火災防止対策の推進